

# 令和8年度防府市地域計画実行農地集積事業補助金

## 事業内容

後継者未定農地を新たに引き受け、集積・集約化に取り組む担い手を支援します！！

## 交付対象者

認定農業者又は認定新規就農者

## 補助金交付金額

下記交付対象農地について、交付要件に沿って新たに集積した面積に応じて補助金を交付します。補助金額は営農類型ごとに交付対象となる農地集積面積を合計し、営農類型ごとに定めた交付単価を乗じた金額です。

## 交付対象農地

事業実施年度の4月1日時点で、地域計画に位置付けられた農地のうち、「今後検討」となっている農地とします。ただし、①事業実施年度の過去5会計年度以内に国・県等の農地集積・集約関連事業の補助金の交付対象となった農地及び②将来において農地基盤整備事業に伴う担い手への集積が計画されている農地は除きます。なお、交付対象農地は下記URLで確認可能です。

【URL】 <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/22/chiikikeikaku-jikkounoutishuuseki.html>



## 交付要件

### 【賃借権又は使用貸借権設定の場合】

- 1 交付対象者への交付対象農地にかかる賃借権又は使用貸借権設定に向けて、事業実施年度に、農地中間管理権設定に係る農用地利用集積等促進計画の公告がなされていること。
- 2 中間管理権設定期間が10年以上であること

### 【機構法による売買の場合】

交付対象者への交付対象農地にかかる所有権移転について、事業実施年度に、農用地利用集積等促進計画の公告がなされていること。

### 【農地法による売買の場合】

交付対象者への交付対象農地にかかる所有権移転について、事業実施年度に、農地法第3条で定める農業委員会の許可を受け、山口地方法務局へ所有権移転登記申請を行っていること

**【裏面に続きます】**

## その他特記事項

「主として家畜の放牧の目的に供される場合」、「三親等以内の者同士による経営継承、貸借契約又は売買契約の場合」、「その他本事業の趣旨に照らし、実質的な経営規模拡大と認められない場合」は補助金の交付対象外とします。

## 補助金交付単価と面積増加要件

土地利用型 5,000 円/a (25a 以上増加が必要)

果樹 5,000 円/a (5a 以上増加が必要)

施設 10,000 円/a (1a 以上増加が必要)

※事業実施計画承認の際に算定した補助金の内示額の合計が、予算額を超えるときは交付単価を減額します。

## 申請期間等

令和8年5月29日(金)から令和8年7月31日(金)まで【必着】

〈提出先〉〒747-8501 防府市寿町7-1 防府市農林水産振興課 農政係宛て  
下記提出書類を郵送又は直接持参で提出ください。

## 提出書類

防府市地域計画実行農地集積事業実施計画協議書(第1号様式)

## 申請の流れ

【交付対象農地集積後】

(申請者→市)

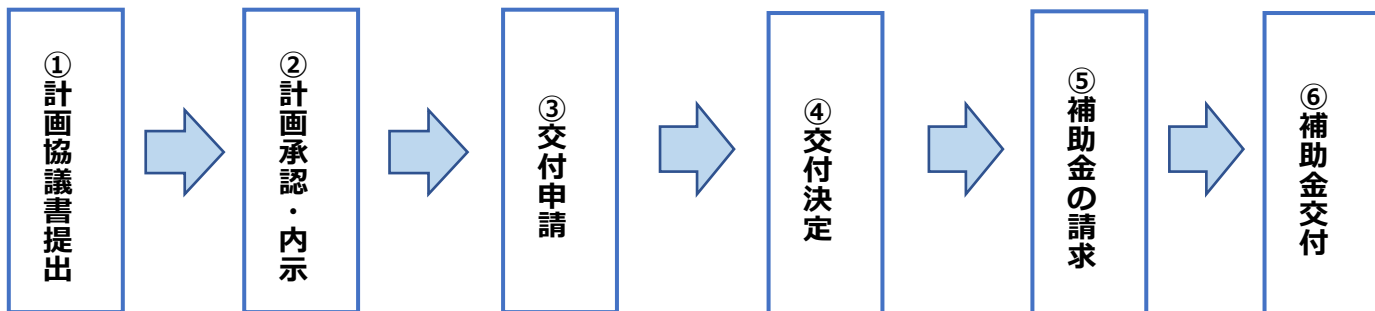
(市→申請者)

(申請者→市)

(市→申請者)

(申請者→市)

(市→申請者)



## 問合せ先

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市 産業振興部 農林水産振興課 農政係(本館 5階)

TEL 0835-25-2358